保育士等配置要件緩和に関する条例改正(案)に関するパブリックコメント手続の 実施結果について

保育士等配置要件緩和に関する条例改正(案)に関するパブリックコメント手続について、以 下のとおり実施したところ、意見はありませんでしたので報告します。

1 実施状況について

- **(1) 実施期間** 平成28年4月1日(金)~平成28年5月2日(火)
- **(2) 実施結果** 提出者数 0人 / 件数 0件

2 条例(案)について

(1) 要件緩和の概要

	項目	内容
7	朝夕等の保育士配置の要件弾力化	条例で定めている保育士を最低2人配置しなければならな
		い要件について、配置基準上必要となる保育士の数が2人を下
		回っており、朝夕などの利用児童が少数である時間帯に限り、
		保育士の配置を1人とすることができることとし、当該保育士
		に加えて、保育士資格を有しない一定の者を配置します。
1	幼稚園教諭、小学校教諭 及び養護教諭の活用	配置基準上必要となる保育士の数の算定について、小学校教
		諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士
		とみなすことができるものとします。
ウ	研修代替要員等の加配人	利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を
	員における保育士以外の	超えて必要となる職員について、保育士資格を有しない一定の
	人員配置の弾力化	者を保育士とみなすことができるものとします。

(2) 改正条例及び対象施設 【 】内は対象施設

- ア 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【保育所】
- イ 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 【①小規模保育事業所 A 型②保育所型事業所内保育事業所(②は、利用定員が 20 人以上のものに限る。)】
- ウ 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 【幼保連携型認定こども園】
- エ 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の 要件を定める条例【幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園】

3 これまでの経過及び今後の予定

28年3月 平成27年度 第2回 児童福祉専門分科会で審議

28年4~5月 パブリックコメント実施

28年6月 平成28年 第2回 定例会に議案提出

28年7月頃 保育士等配置要件緩和に関する条例改正施行